

「第1回 NIPPON 防災資産 認定証伝達式」を開催します

～災害伝承に関する良質な施設や活動を初めて認定～

内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON 防災資産」として認定する制度を、令和6年5月に創設しました。

このたび、一般社団法人厚真町観光協会が取り組んでいる「厚真町震災学習プログラム」が、「NIPPON 防災資産」として「認定」されましたので、その伝達式を下記のとおり行います。

記

1. 日 時：令和6年9月12日（木）10時30分～11時00分
2. 場 所：厚真町福祉センター 第二会議室（厚真町京町165-1）
3. 出席者：厚真町観光協会、室蘭開発建設部長 ほか
4. 取材関連：認定式の撮影・取材を希望される報道関係者の方は、
9月11日（水）12時までに、別紙①の取材申込書にて
申し込みをお願いします。



「NIPPON 防災資産」の認定制度については、別紙②をご覧ください。

なお、「NIPPON 防災資産」に関するWEB サイトが国土交通省のホームページにありますので、詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 電話（治水課）0143-25-7045

治水課 課長 なかむら 中村 ようすけ 洋祐 （内線 291）

治水課 流域治水対策専門官 たけした 竹下 ともり 智規 （内線 407）

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



取材申込書(「第1回 NIPPON 防災資産 認定証伝達式」)

※申込締切は、9月11日(水) 12:00です。

F A X 送信先：0143-22-9170

メールアドレス：hkd-mr-ryuui&&gxb.mlit.go.jp (&&を@に変えて送付してください)

室蘭開発建設部 治水課 竹下(タケシタ) 宛

報道機関名	
参加者氏名	
問合せ電話番号	
連絡事項	

※連絡事項欄には伝達事項等がありましたら、ご記載ください。

※ご提供いただいた個人情報は、当日の参加確認に使用させていただき、他の目的には使用しません。

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

[内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定]

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

災害リスクの自分事化に向けて

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、「主体的な避難行動」や「地域に貢献する防災行動」につなげる。

内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣による認定

- 内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定を実施。「優良認定」、「認定」に区分。

- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ



ロゴマーク

